

5 保育利用調整等について

保育利用調整基礎点数表等

◎「保育の必要性」の事由の区分による点数表（基礎点数表） ※保護者それぞれ10点が満点

区分	類型	保護者の状況（細目）	基礎点数
1 就 労	被雇用者	月140時間以上の勤務を常態としている場合	10
		月120時間以上の勤務を常態としている場合	9
		月100時間以上の勤務を常態としている場合	6
		月80時間以上の勤務を常態としている場合	5
	内 職	月48時間以上の勤務を常態としている場合	4
		月120時間以上の勤務を常態としている場合	5
		月60時間以上の勤務を常態としている場合	3
		月48時間以上の勤務を常態としている場合	2
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合	8
3 疾 病 負 傷 障 害	疾 病 負 傷	1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10
		居室内療養（1か月以上） 安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合 週3日程度の通院加療等が必要な場合	8 4
	障 害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者2～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	10
		「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「精神障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合 「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	6 3
4	同居親族等の介護又は看護	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合	区分1を準用
5	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10
6	求職中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	1
7	就学等	就 学 就学のため、保育することができない場合 ^{※2}	区分1を準用
		職業訓練 職業訓練を受けるため、保育することができない場合	区分1を準用
8	社会的養護	社会的養護の必要がある場合	
9	育児休業中	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合 ^{※3}	10
10 その他	育児休業復帰予定	育児休業復帰予定月の前月以降3か月以内である場合	区分1を準用
		採用（起業、就学）予定 採用（起業、就学）予定月の前月以降3か月以内である場合	区分1から1点減じたものを準用
	別居の親族等の介護又は看護	別居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合	区分1を準用
		不存在 ^{※4} 死亡、離婚、行方不明、拘禁等	10
	育児休業取得前に既に保育施設等を利用しており、次年度に小学校への就学を控えている年度中に職場復帰する場合	復帰時の状況により区分1を準用	
	前各号に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合		

※1 区分1については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間（自営業等の方も準じて除きます）により判断します。

※2 時間の制約がない自宅で行う通信教育は除きます。

※3 既に保育施設等を利用してしている児童が、次年度に小学校への就学を控える場合、又は育児休業に係る児童が満1歳になる月の末日までの場合となります。

※4 区分10のうち「不存在」は、離婚等によりひとり親であることを認定した場合に点数付与するために設けた項目であり、「保育の必要性」の事由ではありません。

保育の必要性（利用時間）について

重 要

① 基礎点数表の網掛け部分に認定された場合、利用区分は「保育標準時間」となり、網掛けが無い部分の場合は、「保育短時間」となります（区分4・7・10は、区分1に準じた内容により区分します）。

② 保護者のいずれか一方で「保育短時間」認定になる場合は、利用区分は「保育短時間」となります。

※保育標準時間及び保育短時間の詳細はP.3をご覧ください。

◎「優先利用」の区分による点数表（調整点数表）

調整点数表において、同時に複数の項目に該当する場合は、該当するもの全てを加（減）算したものを世帯の調整点数とします。また、1つの区分において同時に複数該当する場合は、該当するものうち最も点数の高いものを加算します。なお、基準を判断するための書類が提出されていない場合は、適用されません。

区分	類型	状況	点数
A	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	3
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
C	失業	生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2
D	社会的養護	社会的養護の必要がある場合	
E	障 害	障害児保育拠点圏の利用を希望する3歳以上児について、保育観察を受けた結果、障害児保育拠点圏の利用がより適切であると判断された場合	5
		保育施設等の利用を希望する児童が障害を有する場合	1
F	育児休業明け ^{※1}	①兄又は姉が育児休業中（区分9）により継続利用しており、育児休業にかかる児童が兄又は姉と同じ保育施設等に育児休業復帰予定（区分10）で利用申込みする場合 ^{※2} ②保護者が育児休業（または産前産後休暇）から復帰するため、一度退園した児童が同じ保育施設等を利用申込みする場合及び育児休業にかかる児童が当該児童と同じ保育施設等を利用申込みする場合 上記以外の場合（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）	10 1
		きょうだい	きょうだい（多胎で生まれた児童や、1号認定を受けた兄弟が認定こども園を利用している場合を含む）が同一の保育施設等の利用を希望する場合 ^{※3}
H	地域型保育事業 利用終了児	連携施設がない地域型保育事業を利用して、年齢到達により認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合 ^{※4}	5
		連携施設がある地域型保育事業を利用して、年齢到達により連携施設以外の認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合	2
I	同居の祖父母	65歳未満（昭和35年4月2日以降生まれ）の同居祖父母で、基礎点数表の区分1～5、7～10に該当しない場合	各-3
J	保育士等	保育士証を持つ保護者が、保育に従事するために自身が就労中又は就労（復職）予定の市内の保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業）に児童の入園を希望し、右記の勤務を常態としている場合	月80時間以上 5
		上記以外で、保育士証を持つ保護者が、保育に従事するために市内の保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業）に就労中又は就労（復職）予定で、右記の勤務を常態としている場合	月80時間以上 5
		月48時間以上80時間未満 3	
K		保育利用申込書の「育児休業の延長が可能で、利用調整において合計点数1点になるまで減点となることに不服はない」にチェックをつけた場合、合計点数を1点となるまで減点する。 ^{※5}	

※1 区分10（育児休業復帰予定）で利用申込みした児童が、利用不可となった後も継続して利用申込みを行っている場合は、その利用申込みの途中で保護者が職場復帰したとしても、保育施設等の利用が開始されるまで、当初の利用希望月の属する年度に限らず翌年度以降も適用されます。また、きょうだいが在園している場合、申込み期間中のきょうだいの保育の必要性（利用時間）は、育児休業にかかる児童が入園するまでは保育短時間となります。

※2 育児休業復帰（産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む）の際に、育児休業にかかる児童が兄又は姉と同じ保育施設等の受入年齢等に達していないため利用申込みができず、後に受入年齢等に達する月に利用申込みする場合も含まれます（ただし、達する月に利用申込みをしていない場合は除く）。

※3 きょうだい一人でも利用不可となる場合又はきょうだい別々の保育施設等で内定となる場合は適用されません。

※4 連携施設のある事業所内保育事業の従業員枠を利用している児童が、連携施設を申し込む場合も含まれます。

※5 利用調整の結果、内定となる場合があります。その場合、不可通知は発行されません。通常の点数での調整に変更を希望する場合には、変更届を提出し手続きを行う必要があります。きょうだいが在園している場合、申込み期間中のきょうだいの保育の必要性（利用時間）は、保育短時間となります。

◎ 基礎点数及び調整点数の合計点が同じになった場合の優先順位表（同点時基準表）^{※1}

順位	状況	順位	状況
1	希望順位が高い世帯	5	保育料等の滞納がない世帯 ^{※2}
2	希望施設で就労（予定）している保護者がいる世帯	6	利用者負担額表の階層が低い世帯
3	調整点数表の区分1（保育士等）を適用された世帯	7	所得が低い世帯 ^{※3}
4	基礎点数が高い世帯		

※1 基準を判断するための書類が提出されていない場合は、適用されません。

※2 滞納の保育料等が6か月分以上あり、かつ納付の相談がない世帯又は、滞納の保育料等の納付約束を履行しない世帯は、適用されません。

※3 順位7の基準となる保護者の所得は、4～8月の保育利用調整の場合は令和5年度課税所得（令和4年分所得）、9月以降は令和6年度課税所得（令和5年分所得）を基準とします。